



# 三重県公報

令和4年9月30日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	<b>条 例</b>		
44	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	( 人 事 課 )	2
	<b>人 事 委 規 則</b>		
	三重県人事委員会規則12-11（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	10
	三重県人事委員会規則13-2（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	( 同 )	11
	<b>訓 令</b>		
7	会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	( 人 事 課 )	12

### 公布された条例のあらまし

- ◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）
- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間についての規定等を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

### 条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（以下「一歳六箇月到達日」という。）  <u>（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、</u>  <u>第二条の四の規定に該当する場合にあつては当該子が二歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第二十九条を除き、以下同じ。）を同じくする職（以下「特定の職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（以下「一歳六箇月到達日」という。）                      までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第二十九条を除き、以下同じ。）を同じくする職（以下「特定の職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2) （略）</p>

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下この号及び第二条の三において「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ 第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳六箇月到達日において当該子について育児休業をしている非常勤職員に限る。）

<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が、当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の休業又は第二項本文の規定(当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に</p>	<p>二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の休業又は第二項本文の規定(当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定</p>
---	--

規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)である場合にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第十五条又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「公立学校職員勤務時間条例」という。)第十五条の規定による産前産後の休暇)により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六箇月到達日

する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)である場合にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第十五条又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「公立学校職員勤務時間条例」という。)第十五条の規定による産前産後の休暇)により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ （略）

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ （略）

<p>当該子の一歳到達日後である場合に あつては、当該末日とされた日) 後の 期間においてこの号に掲げる場合に 該当して育児休業をしたことがない 場合</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定め る場合)</p>	<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定め る場合)</p>
<p>第二条の四 育児休業法第二条第一項の条 例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に 達するまでの子を養育する非常勤職員が、 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当 する場合(当該子についてこの条の規定に 該当して育児休業をしている場合であつ て次条第七号に掲げる事情に該当すると きは第二号及び第三号に掲げる場合に該 当する場合、人事委員会が定める特別の事 情がある場合にあつては同号に掲げる場 合に該当する場合) とする。</p>	<p>第二条の四 育児休業法第二条第一項の条 例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に 達するまでの子を養育するため、非常勤職 員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日(当 該子の一歳六箇月到達日後の期間におい てこの条に掲げる場合に該当してその任 期の末日を育児休業の期間の末日とする 育児休業をしている非常勤職員であつて、 当該任期が更新され、又は当該任期の満了 後に特定の職に引き続き採用されるもの にあつては、当該任期の末日の翌日又は当 該引き続き採用される日) を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようとする 場合であつて、次の各号のいずれにも該当 する場合とする。</p>
<p>一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇 月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶 者がこの条の規定に該当し、又はこれに 相当する場合に該当して地方等育児休 業をする場合にあつては、当該地方等育 児休業の期間の末日とされた日の翌日 以前の日) を育児休業の期間の初日とす る育児休業をしようとする場合</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>二・三 (略)</p> <p>四 当該子について、当該非常勤職員が当 該子の一歳六箇月到達日後の期間にお いてこの条の規定に該当して育児休業 をしたことがない場合</p>	<p>(育児休業法第二条第一項ただし書の人 事院規則で定める期間を基準として条例 で定める期間)</p> <p>第二条の五 育児休業法第二条第一項ただ</p>

	し書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。
(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)	(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)
第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
一〜四 (略)	一〜四 (略)
五 (略)	五 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について人事委員会規則で定める育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
六 (略)	六 (略)
六 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。	七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること。
七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。	八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。
(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)	九 第二条の四に規定する場合に該当すること。
第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。	



<p>る。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>七 (略)</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について人事委員会規則で定める育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>七 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条(第五号に係る部分に限る。)又は第十一条(第六号に係る部分に限る。)の規定により育児休業等計画書を提出した職員に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和四年三重県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号の改正規定中「当該非常勤職員が当該子について」を「、当該非常勤職員が、当該子について」に改める。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条の二（略）</p> <p><del>（条例第二条の三第三号及び条例第二条の四の人事委員会が定める特別の事情）</del></p> <p>第二条の二の二 <del>条例第二条の三第三号及び条例第二条の四の人事委員会が定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。</del></p> <p><del>（条例第二条の三第三号への人事委員会規則で定める場合）</del></p> <p>第二条の三 <del>条例第二条の三第三号への人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</del></p> <p>一 <del>条例第二条の三第三号へに規定する当該子について、保育所等（条例第三条第五号に規定する保育所等をいう。以下同じ。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（条例第二条第三号ロ(1)に規定する一歳到達日をいう。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</del></p> <p>二 <del>常態として条例第二条の三第三号へに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</del></p> <p>イ 二（略）</p> <p>三 <del>前条に規定する事情に該当した場合</del></p> <p><del>（条例第二条の四第三号の人事委員会規則で定める場合）</del></p> <p>第二条の四 <del>条例第二条の四第三号の人事委員会規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が二歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（条例第二条第三号イ(1)に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</del></p> <p>一 <del>条例第二条の三第三号へに規定する当該子につ</del></p>	<p>第二条の二（略）</p> <p><del>（条例第二条の三第三号ロの人事委員会規則で定める場合）</del></p> <p>第二条の三 <del>条例第二条の三第三号ロの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</del></p> <p>一 <del>条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、保育所等（条例第三条第六号に規定する保育所等をいう。以下同じ。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（条例第二条第三号ロに規定する一歳到達日をいう。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</del></p> <p>二 <del>常態として条例第二条の三第三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</del></p> <p>イ 二（略）</p> <p><del>（条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合）</del></p> <p>第二条の四 <del>条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が二歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（条例第二条第三号イ(1)に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</del></p> <p>一 <del>条例第二条の三第三号ロに規定する当該子につ</del></p>

<p>いて、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳六箇月到達日（条例第二条第三号イ(1)に規定する一歳六箇月到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>一 常態として条例第二条の三第三号ハに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳六箇月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>三 第一条の二の二に規定する事情に該当した場合 (育児休業の承認の請求手続)</p>	<p>いて、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳六箇月到達日（条例第二条第三号イ(1)に規定する一歳六箇月到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>一 常態として条例第二条の三第三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳六箇月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p>
<p>第三条 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業承認請求書により、任命権者に対し、あらかじめその承認を請求するものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。 (育児休業に係る人事異動通知書の交付)</p>	<p>第三条 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業承認請求書により、任命権者に対し、あらかじめその承認を請求するものとする。</p> <p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第三条第八号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。 (育児休業に係る人事異動通知書の交付)</p>
<p>第七条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第一号から第四号までに規定する育児休業（第四号については、引き続き承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内にあるものである場合又は第七号に掲げる場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。</p> <p>一〜三 (略)</p>	<p>第七条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第七号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。</p> <p>一〜三 (略)</p>
<p>四 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合</p> <p>五〜七 (略)</p> <p>(雑則)</p>	<p>四 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合</p> <p>五〜七 (略)</p> <p>(雑則)</p>
<p>第十五条 条例第十一条第六号の人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書並びに条例第十三条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書の様式は、人事委員会が別に定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十五条 条例第三条第五号及び第十一条第六号の人事委員会規則で定める育児休業等計画書並びに条例第十三条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書の様式は、人事委員会が別に定める。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一三二一（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年九月三十日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則二二二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則二二二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第十一条 条例第十五条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては十四週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間</p> <p>十〜二十三 （略）</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第十一条 条例第十五条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間</p> <p>十〜二十三 （略）</p>

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

訓 令

三重県訓令第7号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年三重県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5（第11条関係）			別表第5（第11条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
育児参加休暇	会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前	左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、総務部長の定める時間）の範囲内の期間	育児参加休暇	会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前	左記期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、総務部長の定める時間）の範囲内の期間

<p>以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第 9 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（勤務時間条例第 9 条第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>
--	--

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---